

新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、もって私立幼稚園等の教育の振興と充実を図るために新宿区（以下「区」という。）が行う私立幼稚園等園児保護者保育料補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める私立の幼稚園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けていないもの及び都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設をいう。
- (2) 世帯 私立幼稚園等に在籍する園児と生計をともにする者の集まりをいう。
- (3) 保護者 区に住所を有する者で、園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料の納入義務を負っている者をいう。
- (4) 園児 区に住所を有する者で、私立幼稚園等に在籍する満3歳児(年度の途中で満3歳に達し、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園した園児)、3歳児、4歳児及び5歳児をいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(補助対象)

第3条 この要綱に定める保育料に対する補助金(以下「補助金」という。)は、保護者及び園児が各月の1日(4月にあつては、4月末日まで)に区に住所を有し、かつ私立幼稚園等に納入すべき保育料を納入した保護者に対して交付する。ただし、園児の属する世帯に当該年度の特別区民税について未申告である者がいる場合は、この限りではない

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、保護者が私立幼稚園等に納入すべき保育料の金額から新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める就園奨励費補助金額を減じた額を限度とする。

- 2 前項の場合において、第2条第4号ただし書に規定する保護者が新宿区立幼稚園条例施行規則(平成19年新宿区教育委員会規則第2号)第16条第1項第3号に規定する母又は父であるときは、寡婦又は寡夫とみなして算定した特別区民税の所得割を別表各項に該当することとして補助金の額を算定する。

(補助金の交付申請及び制限)

第5条 補助金を受けようとする保護者は、新宿区長(以下「区長」という。)に対し、私立幼稚園等補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)に、保育料等減免措置に

関する調書（第 2 号様式）及び特別区民税の課税証明書、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護に関する福祉事務所の長の証明書その他の区長が必要と認める書類を添付して、区長が別に定める日までに提出するものとする。

2 前項の規定による申請の際に、補助金の交付を受けようとする保護者は、児童扶養手当証書その他の区長が必要と認める書類を提示するものとする。

3 補助金は、他の地方公共団体が行う同種の補助金と重複して交付しない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに補助金の交付及び不交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定及び不交付決定をしたときは、新宿区私立幼稚園補助金決定のお知らせ（第 3 号様式）により保護者に通知するものとする。

（補助金交付決定の変更）

第 7 条 区長は、既に補助金の交付決定をした場合において当該内容に変更が生じた場合は、新宿区私立幼稚園補助金変更交付決定のお知らせ（第 4 号様式）により、保護者に通知するものとする。

（補助金に関する調査）

第 8 条 区長は、第 5 条第 1 項の規定による申請に係る私立幼稚園等の長に対し、必要に応じて、園則その他の入園料及び保育料の額を明らかにする書類の提出を求めるほか、補助金に関して必要と認めたときは、保護者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

（状況報告）

第 9 条 保護者は、園児の退園・休園若しくは転出等、又は保護者の転出等の異動が生じたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、保護者から報告を受けたときは、私立幼稚園等の長に園児異動に伴う在籍証明書（第 5 号様式）の提出を依頼する。

（交付決定の取消）

第 10 条 区長は、保護者が偽りその他の不正の手段により補助金を受けたとき又は補助金を他の用途に使用したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 区長は、補助の内容に変更があった場合又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命じる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱に関する細目については、東京都生活文化局私学部長が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金取扱要領による。また、同要領に定めのない事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

(別表)

区分	所得の基準	補助単価 (年額)	
		第1子	第2子等
1 2 3	生活保護世帯等 特別区民税非課税世帯及び 特別区民税均等割のみ課税世帯	254,400 円	254,400 円
4	特別区民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯	234,000 円	254,400 円
5	特別区民税所得割課税額が 160,000 円未満の世帯	222,000 円	247,200 円
6	特別区民税所得割課税額が 211,201 円未満の世帯	222,000 円	247,200 円
7	特別区民税所得割課税額が 256,301 円未満の世帯	208,800 円	240,000 円
8	特別区民税所得割課税額が 370,001 円未満の世帯	180,000 円	180,000 円
9	特別区民税所得割課税額が 637,001 円未満の世帯	120,000 円	120,000 円
10	上記区分以外の世帯	0 円	0 円

備考

- 1 特別区民税所得割課税額は地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額とする。
- 2 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯をいう。
- 3 「第1子」とは、第2子等に該当しない園児をいう。
- 4 「第2子等」とは、次の各号に掲げるいずれかの者が1人以上属する世帯に属する園児をいう。
 - (1) 当該園児よりも年長で、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所、認定こども園又は特別支援学校幼稚園部に在籍する者
 - (2) 当該園児よりも年長で、小学校第1学年から第3学年までの者(1階層から5階層までに属する世帯にあっては、小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育機関に在籍している者及び区長が別に認める者)
 - (3) 当該園児よりも年長で、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等(児童福祉法(昭

和 22 年法律第 164 号) 第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。) を利用
する者 (小学校就学の始期に達するまでの者に限る。)

- 5 園児が属する世帯が新宿区立幼稚園条例 (平成 18 年新宿区条例第 59 号) 第 7 条第
3 項に規定するひとり親世帯等に該当し、かつ、この表の規定にかかわらず、4 階層に
属する場合における第 1 子の補助単価は 254, 400 円、5 階層に属する場合における第 1
子の補助単価は 246, 000 円とする。